（鉄道事業法の一部改正）

第四条　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三の見出し中「かかわる」を「関わる」に改め、同条中「第六条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「かかわる」を「関わる」に改める。

関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博
国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　直人

内閣総理大臣　菅　直人

法律第七号

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二八三四・二九号を次のように改める。

二八三四・二九	その他のもの	
	一　硝酸カルシウム及び硝酸バリウム	無税
	二　その他のもの	三・九％

別表第五六〇八・一九号中「八・二％」を「五％」に改め、同表第五六〇八・九〇号中「九・一％」を「五％」に改める。

別表第五八・一〇項中「一七・九％」を「無税」に改める。

別表第六二・一二項中「八・五％」を「無税」に改める。

別表第八一一〇・一〇号中「一キログラムにつき二二円四〇銭」を「無税」に改める。

別表第八五四四・二〇号中「五・八％」を「無税」に改め、同表第八五四四・三〇号を次のように改める。

八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	無税

別表第八五四四・四二号及び第八五四四・四九号中「五・八％」を「無税」に改め、同表第八五四四・六〇号を次のように改める。

八五四四・六〇	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	無税

別表第九六一三・一〇号中「一・六％」を「無税」に改め、同表第九六一三・二〇号を次のように改める。

九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	
	一　貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	五・一％
	二　その他のもの	無税

別表第九六一三・八〇号中「四・一％」を「無税」に改め、同表第九六一三・九〇号中「四・六％」を「無税」に改める。

第二条　関税定率法の一部を次のように改正する。

別表第一類の注1(a)中「又は第〇三・〇七項」を「、第〇三・〇七項又は第〇三・〇八項」に、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。

別表第一類の備考1中「第〇一〇二・一〇号」を「第〇一・〇二項」に改める。

別表第〇一・〇一項及び第〇一・〇二項を次のように改める。

〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）	
〇一〇一・二一	馬	
	純粋種の繁殖用のもの	
	一　サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税
	二　その他のもの	
	(一)　軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	一頭につき四〇〇〇、〇〇〇円
	(二)　その他のもの	無税
〇一〇一・二九	その他のもの	
	一　軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税
	二　その他のもの	
	(一)　軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	一頭につき四〇〇〇、〇〇〇円
	(二)　その他のもの	無税
〇一〇一・三〇	ろ馬	無税
〇一〇一・九〇	その他のもの	無税
〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）	
	家畜のもの	
	純粋種の繁殖用のもの	
	その他のもの	
	一　一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの	一頭につき四五、〇〇〇円
	二　その他のもの	一頭につき七五、〇〇〇円
〇一〇二・二一		無税
〇一〇二・二九		無税